

根室市選挙管理委員会告示第 7 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項に規定する投票区の一部について、次のとおり変更する。

令和2年9月1日

根室市選挙管理委員会
委員長 袴谷良憲



記

1. 変更する投票区

| 投票区 | 変更前 | 変更後 |
|--------|--|--|
| 第2投票区 | 清隆町2～3丁目、幸町1丁目1～10番地、2丁目1～5番地、3丁目1～6番地、北斗町、大正町1～2丁目、敷島町、光和町1丁目、2丁目1～14・16・20・35・36・51・53番地 | 清隆町2～3丁目、幸町1丁目1～10番地、2丁目1～5番地、3丁目1～6番地、北斗町、大正町、敷島町、光和町 |
| 第6投票区 | 宝林町1～3丁目、4丁目400番地以降、月岡町1丁目・2丁目1～60番地、西浜町1丁目61番地以降、光和町2丁目15・21～34・37～50・54～77番地、3丁目、大正町3丁目 | 宝林町1丁目、4丁目400番地以降、月岡町1丁目・2丁目1～60番地、西浜町1丁目61番地以降 |
| 第27投票区 | 昭和町2～4丁目、宝林町4丁目1～399番地、5丁目、月岡町2丁目61番地以降 | 昭和町2～4丁目、宝林町2～3丁目、4丁目1～399番地、5丁目、月岡町2丁目61番地以降 |